

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学兼任教員に関する規程

平成16年4月1日

規程第 50 号

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における兼任教員の選考等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、「兼任教員」とは、本学以外の国立大学又は公立大学若しくは私立大学の専任教員（教授及び准教授に限る。）であって、本学の研究室等において教育研究及び当該研究室等の運営（以下「教育研究等」という。）を行うことを委嘱された者をいう。

## (選考等)

第3条 兼任教員は、本学の専任教員が退職し、直ちに後任の専任教員が得られない場合等、教育研究上やむを得ない場合に限り選考することができる。

2 兼任教員として選考できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の教授又は准教授であった者

(2) 前号に定める者と同等以上の資格があると認められる者

3 前項に定める兼任教員の選考は、教員選考会議の議を経て、学長が行う。

4 兼任教員は、教授（兼任）又は准教授（兼任）と称することができる。

## (委嘱の期間及び教育研究等の内容等)

第4条 兼任教員の委嘱の期間及び本学における教育研究等の内容については、教員選考会議の議を経て、学長が定める。

2 兼任教員が本学において教育研究等に従事する際は、本学が定める規則等及び所属長の指示に従わなければならない。

3 兼任教員に対する報酬は、支給しない。

## (委嘱の通知)

第5条 兼任教員の委嘱については、委嘱の期間、教育研究等に従事すべき場所、時間その他必要な事項を記載した文書により本人に通知するものとする。

## (実施に関し必要な事項)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程の施行日前に助教授であった者の兼任教員の選考の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。